企　画　競　争　実　施　要　領

日本放送協会

日本放送協会（以下、「ＮＨＫ」という。）の放送受信料の契約・収納業務の企画競争については、この実施要領によるものとする。

１．調達内容

⑴ 件名

放送受信料の契約・収納業務（愛知県名古屋市瑞穂区、天白区）一式

⑵ 仕様等

仕様書のとおり

⑶ 契約上限金額

契約上限金額は３３０，９７７，８５７円（消費税および地方消費税を除く）とする

※契約上限金額を超える見積書を提出した者は無効とする。

⑷ 企画競争への参加方法

企画競争に参加する者（以下、「企画競争参加者」という。）は、見積金額を記載した書類（以下、「見積書」という。）および事業運営の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類（以下、「企画提案書」という。）を提出すること。企画競争参加者が提出する見積書に記載する見積金額は、契約上限金額の範囲内で対象地区内の各放送局・センターの要求水準を達成するために企画提案した施策を実施するために必要となる設備、人材、機材等について、企画競争参加者自らの費用負担によりこれを準備することとし、これらの費用および付随する事務費その他一切の諸経費を含めた契約金額を見積もることとし、記載すること。（この場合、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費の１０８分の１００に相当する金額を記載すること。）併せて、経費の積算内訳書を添付すること。

２．企画競争に参加する者に必要な資格

⑴ 当該契約を締結する能力を有する者（未成年者、被保佐人または被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を含む。）および、破産者のうち復権を得ている者。

⑵ 次のいずれにも該当しない者。ただし、その事実があった後２年を経過している者を除く。

① ＮＨＫの調査にあたり、虚偽の申告をしたと認められる者

② 見積もりにあたり、談合を行い、ＮＨＫに不利益を及ぼしたと認められる者

③ 契約の履行にあたり、故意に役務を乱雑にし、または役務の品質・提供量につき、不正の行為があったと認められる者

④ 法令等の違反行為により、刑事上または行政上の処分を受けた者、または法令等違反行為・不正行為・企業倫理に反する行為等により、著しく社会的信用を失墜させている者

⑤ 過去において一般競争の落札者または企画競争の契約候補者が契約を結ぶことまたは契約者が契約を履行することを妨げた者

⑥ 監督または検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

⑦ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑧ 契約の履行にあたり、債務不履行等による契約の解除事由が存することが認められたため、ＮＨＫから一般競争および企画競争のいずれかまたは双方への参加を禁止されている期間中の者

⑨ 前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代表者、役員、代理人、支配人その他の使用人として選任・使用した者

⑩ その代表者、役員、代理人、支配人その他の使用人、別紙「親子会社等の定義」に該当する法人（その代表者および役員も含む。）、または、主要な株主その他実質的に法人の全部もしくは一部を支配する者が、前各号のいずれかに該当する者

⑶ 放送法第６４条および日本放送協会放送受信規約に基づき放送受信契約の締結が済んでいる者、かつ、受信料の未納がない者であること。

⑷ 当該業務に、放送法第６４条および日本放送協会放送受信規約に基づき放送受信契約の締結が済んでいる者、かつ、受信料の未納がない者を従事させることができる者であること。

⑸ 法人税および消費税等の滞納がない者であること。

⑹ 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等に滞納がないこと。

⑺ 実施要領、仕様書の策定に携わった法人または個人でないこと。

(8) 評価委員会の委員が属する企業またはその企業の子会社および関連会社ならびにそれらの企業の役員および従業員でないこと。

※　子会社とは、ある企業に議決権の過半数を実質的に所有されている等の支配されている会社をいう。関連会社とは、ある企業に議決権の２０％を実質的に所有されている等の重要な影響を受けている会社をいう。

(9) ＮＨＫから指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(10) 次のいずれにも該当しない者。

①　暴力団、暴力団員、準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者、またはこれらの者と密接な関わりを持つ者（以下、「反社会的勢力」という。）

②　その代表者、役員、代理人、支配人その他の使用人、別紙「親子会社等の定義」に該当する法人（その代表者、役員、代理人、支配人その他の使用人も含む。）、または、主要な株主その他実質的に法人の全部もしくは一部を支配する者が反社会的勢力である者

③　自ら、または第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他これらに準じる行為を行った者

(11) 別紙「親子会社等の定義」に該当する法人（子会社同士を含む。）が、本企画競争に参加していないこと。

３．仕様説明会の日時および場所等

企画競争の参加にあたっては、5か所で開催する仕様説明会のいずれかの【第１部】への参加を必須とする。【第２部】は、【第１部】参加者のうち希望者とする。

仕様説明会への参加は「秘密保持に関する誓約書」〔様式1〕を提出した者に限る。なお、放送受信料の契約・収納業務（栃木県宇都宮市の一部、さくら市、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町）（埼玉県越谷市）（大阪府池田市、箕面市、豊能郡豊能町、豊能郡能勢町）（山口県山口市の一部、防府市の一部、周南市の一部）（宮城県仙台市太白区）の仕様説明会も併せて開催する。

(1) 日時　平成29年3月28日(火)

【第１部】10時00分～12時00分

・企画競争実施要領、仕様書等の説明・質疑応答

【第２部】13時00分～14時30分

・ＮＨＫおよび受信料制度の説明
・ＮＨＫにおける契約・収納業務を紹介したＤＶＤの視聴
・携帯端末の基本操作の説明、および、携帯端末を活用した契約・収納業務のロールプレイング等

(2) 場所

次の5か所において実施する。（いずれも同一内容）

①東京

【第１部】

東京都渋谷区神南 2-2-1　ＮＨＫ放送センター　本館 15 階　1526 会議室

【第２部】

東京都渋谷区神南 2-2-1　ＮＨＫ放送センター　本館15階　1526 会議室

②大阪

【第１部】

大阪府大阪市中央区大手前 4-1-20　日本放送協会 大阪放送局　17 階第 7 会議室

【第２部】

大阪府大阪市中央区大手前 4-1-20　日本放送協会 大阪放送局　17 階第 7 会議室

③名古屋

【第１部】

愛知県名古屋市東区東桜 1-13-3　日本放送協会　名古屋放送局　9 階 901 会議室

【第２部】

愛知県名古屋市東区東桜 1-13-3　日本放送協会　名古屋放送局　9 階 901 会議室

④広島

【第１部】

広島県広島市中区大手町 2-11-10　日本放送協会 広島放送局　9 階第 1 会議室

【第２部】

広島県広島市中区大手町 2-11-10　日本放送協会 広島放送局　9 階第 1 会議室

⑤仙台

【第１部】

宮城県仙台市青葉区錦町 1-11-1　日本放送協会　仙台放送局　2 階第 2 会議室

【第２部】
宮城県仙台市青葉区錦町1-11-1　日本放送協会　仙台放送局　2階第2会議室

(3) 参加申込
仕様説明会に参加を希望する者は、仕様説明会の前日にあたる平成29年3月27日(月)17時00分までにＮＨＫホームページのメールフォームにより申し込みを行うこと。

(4) 参加人数
１事業者２名までとする。

(5)「秘密保持に関する誓約書」の提出
「秘密保持に関する誓約書」〔様式1〕（両面印刷）に記名押印の上持参し、仕様説明会の参加時に提出すること。

(6) 書類・資料等の返却
仕様説明会で配付する、別途指定の書類・資料等について、「７．(2) ②提出期限」までに「７．(2) ③提出場所」へ返却するものとする。

(7) 担当部署
下記１３のとおり

４．企画競争に関する質問の受付等
(1) 質問の方法
ＮＨＫホームページのメールフォームの「質問書」に所定事項を入力の上、提出すること。

(2) 受付期間
平成29年3月29日(水)～平成29年4月4日(火)17時00分まで

(3) 回答の方法
質問に対する回答は、平成29年4月7日(金)までに質問者および仕様説明会参加者に対し、電子メールにより通知を行うとともにホームページに公表する。ただし、質問者自身の既得情報（特殊な技術、ノウハウ等）に関する内容については、公表しない。

(4) 担当部署

下記１３のとおり

５．企画競争参加意思表示

企画競争に参加する者に必要な資格を満たす本企画競争への参加希望者は、参加の意思表示をするために、企画競争に参加する者に必要な資格を満たすことを誓約する書類〔様式 2〕（両面印刷）と併せて企画競争参加意思確認書〔様式 3〕（様式 2 および様式 3 をあわせて「参加意思確認書等」という。）を提出すること。

６．参加意思確認書等の提出方法および提出期限等

①提出期間

平成 29 年 3 月 29 日(水)～平成 29 年 4 月 13 日(木)

持参の場合の受付時間　10 時 00 分～17 時 00 分（土日祝を除く）

② 提出期限

平成 29 年 4 月 13 日(木)17 時 00 分（必着）

上記期限を過ぎた参加意思確認書等はいかなる理由があっても受け取らない。

③ 提出場所

〒461-8725　愛知県名古屋市東区東桜 1-13-3

日本放送協会　名古屋放送局　営業推進部　企画競争担当

④提出方法

参加意思確認書等を正１部、副１部を持参又は郵送（書留郵便等記録が残るものに限る。）により提出すること。

７．企画競争の参加に必要な提出書類等

(1) 企画競争の参加に必要な提出書類

企画競争に参加を希望する者は、次の①～⑩までに示す書類（以下、「見積書等」という。）を作成し、下記(2)に示す期限までに提出すること

① 見積書〔様式 4〕　1 通

② 積算内訳書〔様式 5〕　1 通

③ 企画提案書組織的基盤に関する事項〔様式 6-1〕　8 部

④ 企画提案書実施体制等（１）（２）〔様式 6-2、6-3〕　8 部

⑤ 企画提案書内容整理表〔様式 6-4〕　8 部

⑥ 企画提案書事業計画〔様式自由〕　8 部

・様式は自由だが、「評価基準」〔別紙〕の項目に従い、原則Ａ４版での作成とする。

・枚数は、概ね２０頁（表紙・目次を除く）にまとめること。企画提案書

内容整理表〔様式 6-4〕には、評価項目の該当頁を記載する。

・既存の資料等でより詳しく説明できるものがあれば別添資料として添付可能とする。

⑦ 企画競争参加事業者の役員・株主・親子会社等確認書〔様式 7〕または同確認書で指定された書類　1部

⑧ テレビ設置状況票〔様式 8〕および放送受信料の支払が確認できる書類（放送受信料領収証の写し、年間振替予定通知の写し等）　1通

⑨ 経理的基盤を有することを証明するための次の書類　各1通

・会社概要（事業内容、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴）

・定款

・履歴事項全部証明書（直近３か月以内に取得したもの）

・決算書（直近２期分）

※　提出のあった決算書の決算月が提出日から３か月以上遡る場合は、提出日が属する月の前月末までの残高試算表を添付すること。

・法人税確定申告書の写し（直近２期分）

※ 税務署受付印のある申請書一式。財務諸表・勘定科目内訳書も添付すること。

・法人税ならびに消費税および地方消費税の納税証明書（直近のもの）

なお、追加で資料の提出を依頼することがある。

⑩ 個人情報保護に関する社内規程　1部

なお、企画提案書において再委託先を記載する場合は、再委託先の会社概要、履歴事項全部証明書、個人情報保護に関する社内規程も提出すること。

複数の企画競争（同一公示日に限る）に参加する場合は、上記提出書類のうち⑦⑧⑨⑩について、他方の企画競争における提出を省略することができる。

(2) 見積書等の提出方法および提出期限等

① 提出期間

平成 29 年 4 月 10 日(月)～平成 29 年 4 月 24 日(月)

持参の場合の受付時間　10 時 00 分～17 時 00 分（土日祝を除く）

② 提出期限

平成 29 年 4 月 24 日(月)17 時 00 分（必着）

上記期限を過ぎた見積書等はいかなる理由があっても受け取らない。

③ 提出場所

〒461-8725　愛知県名古屋市東区東桜 1-13-3

日本放送協会　名古屋放送局　営業推進部　企画競争担当

④ 提出方法

イ　見積書等を郵送（簡易書留）により提出する場合

（ｉ）見積書および積算内訳書を封筒に入れ封印し、表面に氏名（法人の場合は商号または名称）を記載するとともに「放送受信料の契約・収納業務（愛知県名古屋市瑞穂区、天白区）企画競争に係る見積書および積算内訳書在中」と朱書きすること。

（ⅱ）上記（ｉ）の封筒を、その他提出書類一式と併せて封筒に入れ封印し、その表面に氏名（法人の場合はその商号または名称）、宛先（上記③のとおり）を記載し、かつ、「放送受信料の契約・収納業務（愛知県名古屋市瑞穂区、天白区）企画競争に係る提出書類一式在中」と朱書きすること。

ロ　見積書等を持参により提出する場合

（ｉ）見積書および積算内訳書を封筒に入れ封印し、表面に氏名（法人の場合は商号または名称）を記載するとともに「放送受信料の契約・収納業務（愛知県名古屋市瑞穂区、天白区）企画競争に係る見積書および積算内訳書在中」と朱書きすること。

（ⅱ）上記（ｉ）の封筒を、その他提出書類一式と併せて封筒に入れ封筒の表面に氏名（法人の場合は商号または名称）を記載するとともに「放送受信料の契約・収納業務（愛知県名古屋市瑞穂区、天白区）企画競争に係る提出書類一式在中」と朱書きすること。

８．企画提案書等の審査

⑴　第一次審査

次の①②に示す内容の審査を行い、すべてを満たすと認められた場合は第一次審査に合格とする。

①　組織の健全性の審査

上記２の企画競争参加資格、および組織の健全性について提出書類に基づき審査を行う。組織の健全性とは、本事業の実施に携わるものとして、〔別紙〕評価基準「Ⅰ．第一次審査基準　ｉ．組織の健全性の審査」を満たしているか否かを判定する。これらを満たしていないと判断された場合は不合格とする。

②　すべての評価項目に対する提案の有無の審査

〔別紙〕評価基準「Ⅰ．第一次審査基準　ⅱ．評価項目」の①～⑩の全てに対する企画提案が示されているか否かを判定する。一つでも欠けると判断された場合は不合格とする。

⑵　第二次審査

〔別紙〕評価基準「Ⅱ．第二次審査基準」に示す評価基準および配点により企画提案の採点を行う。評価にあたっては、企画内容のプレゼンテーション（１件あたり３０分程度）および質疑応答を、以下の要領で実施する。詳細は対象者に対し、別途通知する。

実施日　　平成 29 年 5 月 12 日(金)～平成 29 年 5 月 16 日(火)
実施場所　愛知県名古屋市東区東桜 1-13-3　日本放送協会　名古屋放送局

- １件あたり３０分程度で行い、質疑応答を行う。
- プレゼンテーション出席者は、企画競争参加者毎に３名以内。
- プレゼンテーションを行うために企画提案書とは別に説明用資料を用意することは可（必要部数８部）。
- プレゼンテーションにおいて、プロジェクター等の機材を使用することは可（パソコンは各自持ち込みとする。）。

評価の結果、各評価項目の得点の合計点（最高１，０００点）が５００点未満の企画競争参加者は第二次審査を不合格とし、５００点以上の企画競争参加者が第二次審査に合格とする。

(3) 総合点の算出

第一次審査および第二次審査に合格した企画競争参加者の提出した見積書等が、ＮＨＫにおいてあらかじめ設定する契約上限金額の範囲内である場合に総合点を算出する。総合点は、企画提案書の審査により得られた各評価項目の得点の合計点（最高１，０００点）と、見積金額を契約上限金額で除した値を１から減じて得た値に見積金額に対する得点である５００点を乗じて得た得点を加えて得た数値とする。

なお、契約上限金額の制限の範囲内でない見積もりについては不合格として総合点を算出しない。

９．第一契約候補者の決定方法

総合点の順位の最も高い者を「第一契約候補者」、次点を「補欠予定者」とする。

１０．契約締結

上記９により選定した第一契約候補者と詳細について協議のうえ、委託契約を締結する。

１１．契約者の公表

契約者が決定したときは、遅滞なく、契約者の氏名または名称、契約金額および

決定理由について公表するものとする。

１２．その他

(1) 契約手続きに使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項

業務委託契約書（案）による

(5) 参加資格の確認および企画提案書

・資料等の作成に要する費用は、企画競争参加者の負担とする。

・一旦受領した書類は返却しない。

・企画競争参加者が自己に有利な得点を得ることを目的として虚偽または不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。

１３．本件に関する照会先

〒150-8001 東京都渋谷区神南 2-2-1

日本放送協会 営業局 営業推進センター 企画競争担当

電話　03-5455-5186

HP　http://www.nhk.or.jp/boshu/kikaku6/

別紙

親子会社等の定義

親会社・子会社とは、会社法第２条第３号・４号ならびに同法施行規則第３条第１項・第２項に規定する親会社・子会社とする。

その上で、以下の各基準のいずれかにあたる場合、特定の関係にある法人とみなし、親子会社等とする。

１．資本関係があると認める基準

（１）親会社と子会社の関係にある場合

（２）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

２．人的関係があると認める基準

（１）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（２）一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項または民事再生法第６４条第２項の規定により専任された管財人を現に兼ねている場合

〔子会社とは〕

・子会社は支配しているかどうかの「実態」で判断する。

・「実態」とは、役員派遣や資金の面倒を見る状況、取引、技術などの面で両社の緊密度で判断する。

議決権保有比率	判　　断
５０%超	子会社
４０%以上 ５０%以下	次の場合は子会社にあたる ・親会社と同じ内容の議決権行使をする会社との合計保有比率が過半数である ・親会社の役員が子会社の役員の過半数である ・親会社が子会社の資金調達の５０%超を融資している ・親会社が子会社の重要な財務・事業方針を決める契約が存在する

〔役員とは〕

・会社の代表権を有する取締役

・取締役（ただし、社外取締役、委員会設置会社の取締役を除く。）

・会社更生法第６７条第１項または民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人

・委員会設置会社における執行役または代表執行役

３．その他同視しうる基準

（１）上記１または２と同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合

・一方の会社の代表者と夫婦、親子、兄弟姉妹の関係にある者が、他方の会社の代表者である場合

・同じ事業共同組合に加入している場合

評価基準　　別紙

Ⅰ．第一次審査基準

ⅰ．組織の健全性の審査

	審査の観点
1．財務安定性	本事業を安定的に継続運営できる経営基盤、財務内容であると評価できること
2．反社会的勢力の排除	反社会的勢力ではないこと、または反社会的勢力との関係を持っていないこと

ⅱ．評価項目

		評価項目（①～⑩）
1.事業目的・趣旨の理解		①本事業の目的・趣旨を適切に理解したうえで、受託するにあたっての基本的な考え方が示されていること
2.対象業務の内容		
	(1)業務の実施内容	②すべての要求水準の達成に向けた繰り返し訪問による全戸点検・契約勧奨・収納督励の手法が示され、実現可能な提案であること
	(2)業務の実施体制	③本事業の実施体制（管理責任者、実施責任者、従業人員の人員数・配置、指揮・監督）について具体的に示され、実現可能な提案であること
		④人員の採用計画が示され、実現可能な提案であること
		⑤採用した人員の研修計画が示され、実現可能な提案であること
		⑥人員のスキル向上を目的とした育成手法が示され、実現可能な提案であること
	(3)管理体制	⑦報告書や資材類等の管理体制、管理手法が示され、実現可能な提案であること
		⑧視聴者対応の体制、手法が示され、実現可能な提案であること
		⑨訪問員による適正な取次および視聴者対応の徹底とそれらがなされたことを確認するための必要な体制・手法が示され、実現可能な提案であること
		⑩法令や個人情報保護をはじめ、各種ルールを従事者が遵守するよう、必要な管理体制が本事業実施までに整備できることが示されていること

Ⅱ．第二次審査基準

	配点	採点のポイント	
1．事業目的・趣旨の理解	－		
		① 本事業の目的、趣旨を適切に理解したうえで、受託するにあたっての基本的な考え方が示されていること	
		公共放送の役割や受信料制度について正しく理解していること	
		受信料の公平負担の徹底および契約率、支払率、収納率の向上を目指す基本的な考え方が示されていること	
2．対象業務の内容			
（1）業務の実施内容	0～240		
放送受信料の契約取次・収納業務を実施するにあたり、以下の点に留意し具体的に記載すること。 ・公共放送、受信料制度への理解促進を図りつつ、要求水準（総数・衛星・支払再開・口座／クレジット）を達成するために、どのような手法で、どのような全戸点検・契約勧奨・収納督励を行ない、また、活動内容や目標進捗をどのように管理していくのか ・視聴者の属性及び地域の実情等をどのように分析し、その結果をどのように反映するのか。		② すべての要求水準の達成に向けた繰り返し訪問による全戸点検・契約勧奨・収納督励の手法が示され、実現可能な提案であること	
		巡回手法管理	変更する地区を含む対象地区の地域実情の分析に基づいた巡回方法が示され、効率的かつ効果的であると評価できること
			訪問員が1日に必要な取次数から逆算した訪問数・面接数の確保に向けた巡回方法が示され,効率的かつ効果的であると評価できること
			面接率の向上のための手法が示され、効果的であると評価できること
			契約・収納業務従事者の訪問数等の活動内容を的確に把握できる手法が示され、効果的な管理手法であると評価できること
			本事業の実施拠点や地域実情に応じた効果的な移動手段が示されていること
			訪問員別や地域別の目標進捗管理の体制・手法が示され、効果的であると評価できること
		事業所	対象地区における事業所への具体的な対応手法が示され、効果的であると評価できること
		移動期対策	大量移動期等、活動時期に応じた体制・手法が示され、効果的であると評価できること
		面接困難層への取り組み	オートロックマンションなど、面接困難な物件に対する対策手法が具体的かつ効果的であると評価できること
			単身者など面接困難者への対策手法が効果的であると評価できること
		提案	事業の効率的・効果的な実施に資する新たな業務モデルが提案され、効果的であると評価できること
		品質	取次品質（衛星新規契約取次率、新規契約同時口座率、支払再開同時口座率）の数値目標とその達成に向けた手法が示され、効果的であると評価できること
（2）業務の実施体制	0～400		
本事業を実施するために、企画競争参加者としてどのような組織体制（管理責任者及び実施責任者を含めた従業人員の配置、組織内での指揮監督権限、経験を有する担当者の支援体制等）を整備するのか。また、施策を実施する時期、件数、時間数等に関してどのようなスケジュール及び計画で事業を実施するのか、以下の点に留意し具体的に記載すること。 ・本事業の実施体制を企画競争参加者の組織全体の中でどのように位置づけているか。 ・企画競争参加者側の管理・監督権限を有する者（管理責任者）が本事業の実施責任者を含めた実施体制に対する管理・監督、支援体制等のサポート体制をどのように整備するのか。 ・計画を遂行するため、どのような人員（員数、資質、資格、実務経験、教育訓練等、専業、兼業の区分等）を配置するのか。 ・実施体制構築スケジュール・募集・研修をどのように実施するのか。		③ 本事業の実施体制（管理責任者、実施責任者、従業人員の人員数・配置、指揮・監督） について具体的に示され、実現可能な提案であること	
		要員配置	配置する要員数が十分であると評価できること
			業務に応じた適切かつ効果的な要員配置がされていると評価できること
			要求水準達成のために一人あたりの必要な取次計画が示され実現性が高いと評価できること
			受信料の契約・収納業務に関して経験を有する人員や、本事業における施策に有効であると考えられる業務に携わったことがある人員が配置されていると評価できること
			要求水準に対する実績の進捗状況等から、直ちに支援できるバックアップ体制が整備されている又は整備できることが示され、実効性が高いと評価できること
		管理者などの配置	管理者等の配置が効果的で、管理体制が整備されていると評価できること
			管理責任者の業務、役割、位置づけが明確に示され、管理体制が整備されていると評価できること
			採用した人員の育成・指導を行う管理者等の人数が十分であり、高い取次スキルを有すると評価できること
			採用した人員の育成・指導・管理を行う管理者等の配置について、過去の従事業務実績からマネジメントスキルを有する人員が具体的に示され、かつ高いスキルを有すると評価できること
		④ 人員の採用計画が示され、実現可能な提案であること	
		採用計画	採用スケジュールの実効性が高いと評価できること
			効果的な募集方法が提案されていること
			本事業に適性がある人員を採用するための効果的な選考方法が提案されていること
			本事業に適性がある人員をすでに確保しており、その中から本事業に配置可能な要員数が示され、要員体制構築の実現性が高いと評価できること
			採用が計画通りに進まない場合や離職者が発生した場合の補充方法が示され、実効性が高いと評価できること
		⑤ 採用した人員の研修計画が示され、実現可能な提案であること	
		採用研修	採用した人員が必要な知識・経験を習得するための研修スケジュールが示され、実現性が高いと評価できること
			採用した人員が必要な知識・経験を習得するための研修内容が示され、実効性が高いと評価できること
		⑥ 人員のスキル向上を目的とした育成手法が示され、実現可能な提案であること	
		育成研修	管理責任者の知識・マネジメントスキルの向上を目的とした研修等が示され、実効性が高いと評価できること
			業務を開始している人員のスキルを継続的に維持向上するための研修等が示され、効果的であると評価できること
			要員の定着率向上を目指した意欲喚起策などの取り組みが示され、効果的であると評価できること
			業績不振の人員に対する指導体制・方法について実効性があると評価できること
（3）管理体制	0～360		
本事業を実施するにあたり、業務適正化の確保や、法令遵守などについてどのような運営方法や管理方法で実施するのか、以下の点に留意し具体的に記載すること。 ・報告書等の作成、契約・収納業務に付随する視聴者対応、資材類の管理を実施するにあたってどのような管理体制で行うのか。 ・法令及び契約に基づき受託者が講ずべき措置に定めた禁止事項の遵守や個人情報の取り扱い、秘密の保持への対応をどのように行うのか。 ・企画競争参加者において自ら法令遵守態勢の構築、個人情報保護をはじめとした情報セキュリティといった、企画競争参加者の事業運営全般に関わる独自の取り組み内容。		⑦ 報告書や資材類等の管理体制、管理手法が示され、実現可能な提案であること	
		管理体制管理手法	事務所内での資材管理の実施体制・手法が示され、実効性が高いと評価できること
			報告書や各種帳票の作成等、日次・週次の事務処理業務の指導や管理手法・体制が十分に整備され、効果的であると評価できること
			訪問活動中の帳票等の個人情報紛失を防止するための取り組みが示され、実効性が高いと評価できること
			訪問する人員が活動中や帰社（帰宅）途上で貸与する物品の紛失を防止するための取り組みが示され、実効性が高いと評価できること
			収納した現金の入金管理方法が示され、実効性が高いと評価できること
		⑧ 視聴者対応の体制、手法が示され、実現可能な提案であること	
		視聴者対応	問い合わせやクレーム等、視聴者対応の実施体制が示され実現性が高いと評価できること
			問い合わせやクレーム等、視聴者対応の実施方法が示され、実効性が高いと評価できること
			訪問マナーの徹底やクレーム発生抑止に向けた具体的な取り組みや体制が示され、実効性が高いと評価できること
		⑨ 訪問員による適正な取次および視聴者対応の徹底とそれらがなされたことを確認するための必要な体制・手法が示され、実現可能な提案であること	
		業務適正	適正な取次を訪問員に徹底させるための具体的な取り組みや体制が示され、実効性が高いと評価できること
			適正な取次および視聴者対応がなされたことを確認する業務（電話を活用した視聴者への連絡等）について、対象・実施時期（タイミング）や実施方法等の詳細が示され、効果的な手法であると評価できること
			適正な取次および視聴者対応がなされたことを確認する業務の実施体制・要員配置計画が詳細に示され、実効性が高いと評価できること
		⑩ 法令や個人情報保護をはじめ、各種ルールを従事者が遵守するよう、必要な管理体制が本事業実施までに整備できることが示されていること	
		マニュアル	情報管理に関する具体的なマニュアル等が整備されていると評価できること
			視聴者対応におけるトラブル防止に関する具体的なマニュアル等が整備されていると評価できること
			事務所の設備等に対する物理的なトラブル防止対策が示され、実効性が高いと評価できること
			視聴者対応や資材管理に関するトラブルが発生した場合の対応方法がマニュアル等により整備されていると評価できること
		研修他	従業員の個人情報保護や法令遵守の意識向上のための研修等が示され、実効性が高いと評価できること
			視聴者対応におけるトラブル防止に向けた研修等が示され、実効性が高いと評価できること
			プライバシーマーク取得やISOの認定などセキュリティに関する事業者としての取り組みが評価できること